**機密保持契約書**

株式会社●●商事（以下、「甲」という。）と株式会社■■商会（以下、「乙」という。）は、甲乙間において、取引上に生じる機密情報の保持に関し、次のとおり覚書を締結する。

1. （機密の保持）
2. 本覚書において機密情報とは、機密情報を開示する者（以下「開示者」という。）が他方（以下「被開示者」という。）に対し本覚書締結日以降に提供または開示した情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
	1. 開示者が、被開示者に対し、提供または開示した文書その他の媒体に表現された技術、開発、製品、営業、計画、ノウハウまたは第三者に関するものを含む一切の情報
	2. 開示者が、被開示者に対し、口頭、通信もしくは視覚的に提供もしくは開示した技術、開発、製品、営業、計画、ノウハウまたは第三者に関するものを含む一切の情報
	3. 本覚書または甲乙間における契約もしくは取引の内容、または存在に関する情報
3. 前項の規定にかかわらず、被開示者が次の各号のいずれかに該当することを証明することのできる情報は、機密情報から除外するものとする。
	1. 開示者から開示を受けた時点で既に公知の情報
	2. 開示者から開示を受けた時点で既に所有していた情報
	3. 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報
	4. 開示者から開示を受けた後に、自己の責によらず公知または公用となった情報
	5. 法令、政府あるいは裁判所の命令により開示が義務付けられた情報
4. 被開示者は、本条に定める機密情報を機密として保持する義務を負う。
5. 被開示者は、前項の保持義務を全うするため、当該機密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体、有形または無形物およびそれらの複写または複製物等（以下「機密情報資料等」という。）につき、作為もしくは不作為により、機密が不当に開示または漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
6. 被開示者は、開示者の正当な代表者の記名捺印のある書面による承諾を得ることなくして、機密情報の一部または全部を第三者に対して開示、漏洩、公表する、または目的外に流用するなど、一切行わないことを誓約する。
7. 被開示者は、その業務の一部または全部を第三者に委託し、または第三者と共同して業務の一部または全部を遂行する場合といえども、事前に開示者の正当な代表者の記名捺印のある書面による承諾を得ることなく、機密情報を当該第三者に対し開示もしくは漏洩し、または本覚書締結に関連する甲および乙の間における諸契約を履行する以外の目的で使用してはならない。
8. （被開示者の責務）
9. 被開示者は、機密情報について、自己の役員または使用人のうち、当該機密情報を業務遂行上知る必要のある者に限定して開示するものとし、それ以外の役員または使用人に対して開示または漏洩してはならない。
10. 被開示者は、機密情報を知得した自己の役員または使用人（機密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本覚書に定める機密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
11. 被開示者は、機密情報を知得後に退職した自己の役員または使用人の本覚書条項に違反する行為について、開示者に対して一切の責を負うものとする。
12. （第三被開示者）
13. 被開示者は、開示者の正当な代表者の記名捺印のある書面による承諾に基づき、第三者に機密情報を開示したときは（以下当該第三者を「第三被開示者」という。）、当該第三被開示者に対し、本覚書に基づき自己が負うのと同等の責任ないし義務を課することを保証する。
14. 前項の規定に拘わらず、第三被開示者に機密情報を開示した当事者（被開示者）は、当該第三被開示者の本覚書条項に違反する行為について、当該第三被開示者の有責性の有無を問わず、開示者に対して一切の責を負うものとする。
15. （開示義務の不存在）

甲および乙は、本覚書の締結により、自己が保有する機密情報の一部または全部を相手方に対し開示する義務を負うものではないことを確認する。

1. （輸出管理）

被開示者は、機密情報の全部または一部を、単独でまたは他の技術情報と組み合わせ、もしくは他の技術情報の一部として、直接または間接に次の各号のいずれかに該当する取扱いをする場合は、甲乙間の取引継続中はもとより取引終了後といえども、日本国の輸出関連法規に従い、必要な手続きを取るものとする。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様とする。

* 1. 輸出するとき
	2. 海外へ持ち出すとき
	3. 非居住者へ提供するとき
1. （禁止事項）

被開示者は、事前に開示者の正当な代表者の記名捺印のある書面による承諾を得ることなく、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

* 1. 機密情報または機密情報資料等を、甲乙間の取引における個別契約において定める目的以外の他の目的に使用すること
	2. 機密情報または機密情報資料等を複写または複製すること
	3. 機密情報または機密情報資料等を、第三者に使用許諾し、または譲渡もしくは貸与すること
	4. 機密情報または機密情報資料等の存在を開示または認めること
1. （発明等の取扱い）

被開示者が、本覚書に違反することなく機密情報に基づき発明、考案および意匠ならびに著作物に関する創作等をなした場合は、その旨を遅滞なく開示者に通知するものとし、これらの帰属ならびに特許出願等権利化の措置につき、甲乙別途協議のうえその取扱いを決定するものとする。

1. （保証・権利）

甲および乙は、機密情報に関する以下の各号の事項につき合意する。

* 1. 機密情報の完全性、正確性について如何なる保証もせず、機密情報を自らの責任と判断において、個別契約において定める目的の為に使用すること
	2. 機密情報が第三者の著作権、特許権、その他の知的所有権（以下、総称して「知的所有権」という。）も侵害しておらず、または知的所有権としての権利の有効性を保証するものではないこと
	3. 機密情報に知的所有権が含まれる場合、開示者から明示的にその権利を与えられた場合を除き、当該機密情報の開示により知的所有権を譲渡するものではないこと、およびこれらの知的所有権につき実施権もしくは使用許諾・承諾するものではないこと
1. （返還義務）

被開示者は、本覚書の有効期間中ないし甲乙間の取引継続中はもとより本覚書の有効期間終了後ないし甲乙間の取引終了後といえども、開示者から要請があったときは、機密情報の一部または全部を含む機密情報資料等を、開示者の指示に従い返還、廃棄または消去するものとし、廃棄または消去したときはその旨を書面により開示者に通知するものとする。

1. （損害賠償）

甲および乙は、本覚書の各条項に違反したときは、直接間接を問わず相手方が被った損害（解決に必要な合理的な範囲内における弁護士費用等諸経費等を含む。）を賠償する責を負うものとする。

1. （有効期間）

本覚書の有効期限は、覚書締結の日から１年間とする。但し、被開示者の本契約に基づく機密保持義務は、本契約終了後３年間有効に存続するものとする。

1. （合意管轄）

甲および乙は、本覚書に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに双方合意する。

1. （規定外事項の協議）

甲および乙は、本覚書に定めのない事項または本覚書の条項の解釈に疑義が生じたときは、本覚書締結の趣旨に則り、相互に誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

　以　上

本覚書締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　 日

甲　　住所：

　　　　　　　　　　　　　名前：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印